

安心して働き続けることができる社会を目指して

～労働環境や雇用条件などに関する相談を受け付けています～

▶問い合わせ 商工労政グループ (☎⁰⁵2171)



市は、市民の皆さんの『労働環境の改善』や『雇用の安定確保』などを図るため、連合北海道登別地区連合会が実施する労働相談を支援しています。

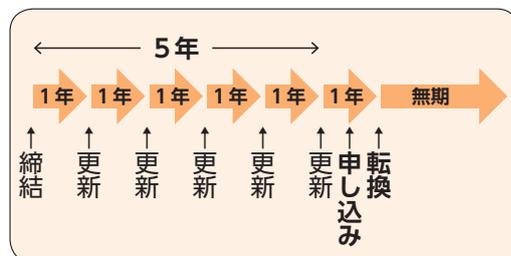
連合北海道登別地区連合会では、無期転換ルールをはじめ、賃金や休暇、職場の人間関係など、さまざまな労働問題について相談を受けていますので、気軽に問い合わせください。

● ご存じですか 『無期転換ルール』

『無期転換ルール』とは、6カ月や1年など、期間に定めのある有期労働契約を同じ会社で反復して更新し、2013年4月1日から通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより、期間に定めのない無期労働契約に転換することができるルールです。

『労働契約法の一部を改正する法律』の施行から5年を迎えた2018年4月1日から『無期転換申込権』が行使できるようになりました。

例) 契約期間が1年の場合



事業主の皆さんへ

無期転換ルールの適用を避けるため、無期転換申込権が行使される前に契約更新を行わないこと（雇止め）は、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

雇用の安定に伴う労働者の意欲・能力の向上や優秀な人材の確保など、無期転換ルールの利点をご理解いただき、適切に対応するようお願いいたします。

『働き方改革関連法』が順次施行されます

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため、『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』が2019年4月1日より、順次施行されますので、趣旨を理解いただき、労働者が生活との調和を保ちつつ、意欲と能力に応じて就業できる環境整備をお願いします。

◎主な改正内容と施行時期

・時間外労働の上限設定（原則、月45時間、年360時間）

施行：2019年4月1日～（中小企業は2020年4月1日～）

・有給休暇の確実な取得の徹底（毎年、時季を指定した5日間）

施行：2019年4月1日～

・正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の不合理な待遇差（基本給や賞与など）の禁止

施行：2020年4月1日～（中小企業は2021年4月1日～）

詳しくは北海道労働局ウェブサイトをご覧ください



▶労働相談について 連合北海道登別地区連合会
(☎⁰⁵3337、☎0120-154-052) (Eメール：n-rengou@viola.ocn.ne.jp)

▶無期転換ルールについて
北海道労働局雇用環境・均等部指導課 (☎011-709-2715)